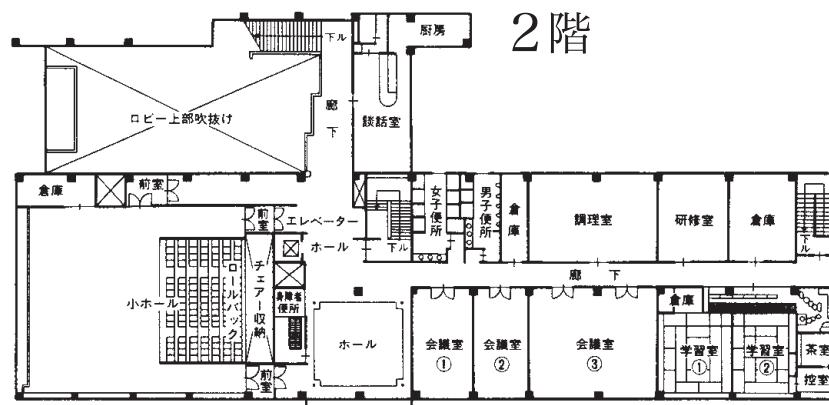




施設・設備の概要

名称 佐久市コスモホール
 所在地 佐久市下小田切 124 番地 1
 敷地面積 15,440.53 ㎡
 建築面積 3,597.20 ㎡ ホール棟 2,415.46 ㎡ 管理棟 1,181.74 ㎡
 延床面積 5,803.24 ㎡ (プロパン庫棟 8.66 ㎡を含む)
 構造 文化ホール棟—鉄筋鉄骨コンクリート造、地下1階、地上4階
 事務所棟—鉄筋コンクリート造、地上2階
 総事業費 2,600,000 千円

文化ホールの概要 客席 527.84 ㎡、800 席固定 (内車椅子席 8 席使用可)
 残響時間 1.6 秒～1.8 秒 (計画値)、冷暖房完備
 舞台 462.96 ㎡ 間口 17m 奥行 12m 高さ 8m
 楽屋 123.26 ㎡ 4 室 (内バス付個室 2 室)、シャワー室 2 室
 練習室 316.88 ㎡
 ホワイエ 118.34 ㎡



交通のご案内



佐久市コスモホール

〒384-0303 長野県佐久市下小田切 124 番地 1
 TEL 0267-82-3962 FAX 0267-82-3986
<http://www.saku-cosmohall.jp/>

- 利用できる時間
原則として、午前9時から午後10時まで。(準備、片付けに要する時間も含まれます)
- 休館日
月曜日。(この日が国民の休日に当たる場合は除く)
国民の休日の翌日。(この日が日曜日、土曜日または国民の休日に当たる場合は除く)
12月29日から翌年の1月3日まで。
設備保守のため臨時に休館することもあります。

佐久市立白田図書館

TEL 0267-82-3932 FAX 0267-81-4413

- 開館時間
午前9時30分から午後6時まで。
- 休館日
月曜日。(この日が国民の休日に当たる場合は除く)
毎月最終火曜日。(この日が国民の休日に当たるときはその翌日)
12月29日から翌年の1月3日まで。
図書整理期間。(臨時休館)

SAKU-CITY COSMOHALL

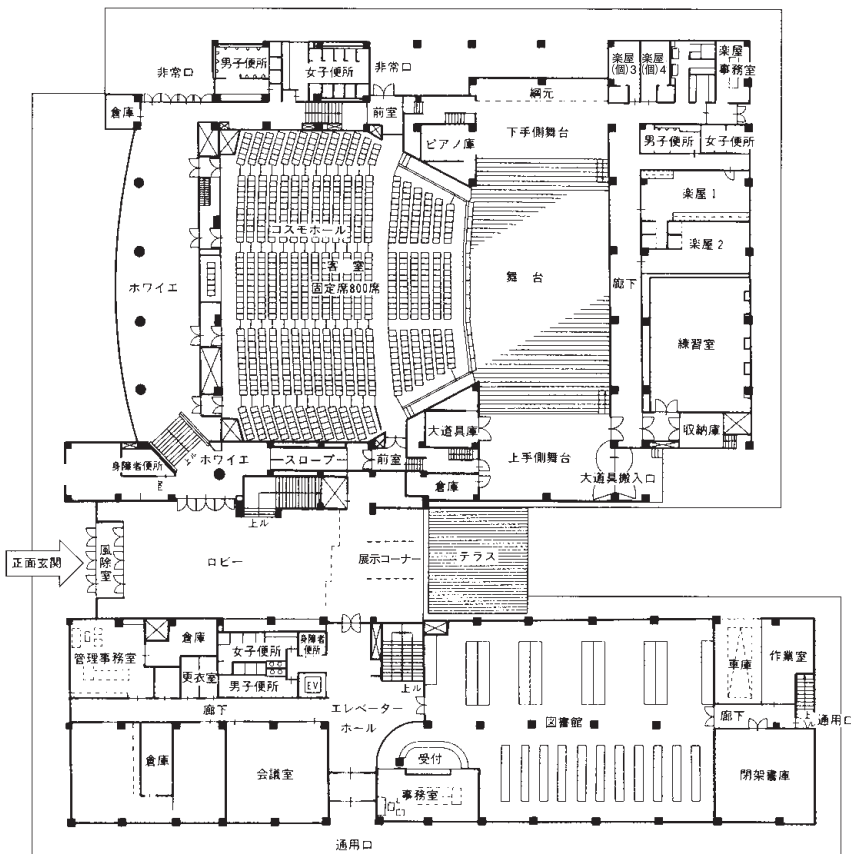


佐久市コスモホール

ご利用案内



1階



■各施設使用料金

(単位:円)

区分	区	使用料						
		AM9時～ 正午	PM1時～ PM5時	PM6時～ PM10時	AM9時～ PM5時	PM1時～ PM10時	AM9時～ PM10時	
大ホール	入場料を徴収しないで使用する場合	平日	14,000	22,000	28,000	36,000	50,000	64,000
		日曜日、土曜日及び休日	17,000	27,000	32,000	44,000	59,000	76,000
	1,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	19,000	30,000	36,000	49,000	66,000	85,000
		日曜日、土曜日及び休日	22,000	35,000	41,000	57,000	76,000	98,000
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	25,000	38,000	47,000	63,000	85,000	110,000
		日曜日、土曜日及び休日	28,000	44,000	52,000	72,000	96,000	124,000
3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	平日	29,000	45,000	56,000	74,000	101,000	130,000	
	日曜日、土曜日及び休日	33,000	53,000	62,000	86,000	115,000	148,000	
小ホール	入場料を徴収しないで使用する場合	平日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
		日曜日、土曜日及び休日	4,000	6,000	7,000	10,000	13,000	17,000
	1,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	4,000	6,000	8,000	10,000	14,000	18,000
		日曜日、土曜日及び休日	5,000	7,000	9,000	12,000	15,000	21,000
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	5,000	7,000	10,000	12,000	17,000	22,000
		日曜日、土曜日及び休日	6,000	8,000	10,000	14,000	18,000	24,000
	3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	平日	6,000	8,000	11,000	14,000	19,000	25,000
		日曜日、土曜日及び休日	7,000	9,000	12,000	16,000	21,000	28,000
	練習室		1,200	1,300	1,500	2,500	2,800	4,000
	楽屋1、楽屋2、楽屋(個)3及び楽屋(個)4 (1室について)		500	600	700	1,100	1,300	1,800
	会議室		1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800
	展示コーナー		1,000	1,200	1,400	2,200	2,600	3,600
会議室1及び会議室2 (1室について)		200	300	400	500	700	900	
会議室3		400	600	800	1,000	1,400	1,800	
学習室1及び学習室2 (1室について)		300	400	600	700	1,000	1,300	
茶室 (控室を含む)		300	400	600	700	1,000	1,300	
調理室		2,000	2,400	2,800	4,400	5,200	7,200	
研修室		200	300	400	500	700	900	
ふるさと広場 (1時間)		300						

■お申し込み

申し込みの方法

- 利用者が直接管理事務所にお越しください。

申し込みの受付時間

- 休館日を除く午前9時から午後5時まで。

申し込みの受付期間

施設	受付期間
ホール	使用しようとする日の前1年に当たる日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から使用日の1か月前までの間。
練習室、会議室及び学習室等	使用日の前2か月に当たる日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から使用日の前日まで。 ホールと併せて使用する場合は、ホールの受付期間によります。

※2日以上連続して利用する場合は、最初の日を利用日として受付をします。

■使用料の納付

- 使用料は、使用許可書の交付と同時に納めていただきます。

■利用を承認できない場合、利用承認を取り消す場合

次の場合には、施設の利用承認はできません。また、すでに承認している場合でも、利用の取り消しまたは制限、若しくは中止させることがあります。

- コスモホールの秩序を乱し、または公益を害するおそれがあると認められるとき。
- コスモホールの施設、付属設備等を損傷し、または滅失させるおそれがあると認められるとき。
- 集团的または常習的に不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- 利用の目的または利用条件に違反したとき。
- コスモホールの管理上支障があると認められるとき。
- 災害その他の事情により施設の利用ができなくなったとき。

■利用を取りやめる場合・利用を変更する場合

利用者の都合で取り消しても、納めていただいた使用料はお返しできません。ただし、次に掲げる利用日前に取り消しを申し出た場合は既納の使用料の一部または全額をお返しいたします。

利用者の責任によらないで使用できなくなったとき		100%
ホール及びホールと併せて使用する施設	使用日の6か月前まで	100%
	使用日の1か月前まで	50%
その他の施設	使用日の1か月前まで	100%
	使用日の7日前まで	50%

(使用料の還付を受けようとするときは、使用料の還付申請をしてください。)

■利用の前に

事前の打ち合せ

- 催し物を円滑に進めるために、大ホール・小ホールを使用する場合には、利用日の20日前までに舞台、設備、警備などについて、当館の職員と打ち合せを行ってください。

責任者及び人員の配置

- 利用者は必ず会場責任者をおいでください。
- 入場者の整理、案内、放送、もぎり、接待など必要な人員は、利用者側で手配してください。
- 事故などの場合は主催者側で責任を負っていただきます。

■使用に当たって

利用承認書の提示

- 利用者は必ず使用時に使用許可書を事務室に提示し、当館の職員の指示に従ってください。
- 使用に当たっては、利用承認条件等、遵守事項を厳守してください。

■使用終了後

- 使用終了後は、使用備品の整備、使用施設の整理清掃を速やかに行い、当館職員立ち合いで点検を行ってください。

■備考

- ①「平日」とは、月曜日から金曜日まで(②に規定する「休日」を除く)をいう。
- ②「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- ③「入場料」とは、入場料、会費、会場設備費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- ④入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- ⑤大ホールの入場料を徴収しないで営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の入場料を徴収しないで使用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とし、大ホール以外を営業のために使用する使用料の額はこの表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の300に相当する額とする。
- ⑥大ホールを専ら練習または、準備のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の60に相当する額とする。
- ⑦許可された使用時間を超過して使用する場合の使用料の額は、超過1時間について、左記の各施設使用料金に定める使用料の額を基準として教育委員会が別に定める額とし、算出される使用料の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- ⑧大ホール、小ホール、ふるさと広場以外の施設の午後5時以降の使用については、使用時間にかかわらず使用料に5,000円を加算するものとする。ただし、大ホール、または小ホールと併用して使用する場合は除くものとする。